

FCRコイン地域商品券加盟店規約

第1条 (総則)

1. 本規約は、琉球フットボールクラブ株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するFCRコイン地域商品券（次条で定義され、以下「本商品券」といいます。）によって対象商品等の代価の弁済を受ける加盟店（次条で定義されます。）の取扱いについて定めるものです。加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、本サービス（次条で定義されます。）をご利用いただくものとします。
2. 当社が当社ウェブサイト上で随時掲載する本サービスに関するポリシー、説明事項、注意事項等は、本規約の一部を構成するものとします。

第2条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。なお、本規約内で別途定義される場合があります。

- (1) 「加盟店」とは、本商品券による支払を受け入れる、当社との間で当社所定の加盟店契約を締結した者をいいます。
- (2) 「FCRコイン地域商品券」とは、当社が紙券によって発行し、券面にFCRコインのロゴ、有効期限（第4条第3項で定義されます。）、証票番号及び金額（以下「券面額」といいます。）が明記されたものをいい、券面額分の金銭的価値を有します。
- (3) 「本サービス」とは、当社又は加盟店が、当社所定の方法により、利用者から本商品券による対象商品等の代価の全部又は一部の弁済を受けることで、対象商品等の販売又は提供をすることができるサービスをいいます。
- (4) 「対象商品等」とは、当社及び加盟店において販売される商品及び提供されるサービス等のうち、本商品券による代価の弁済が認められたものをいいます。
- (5) 「利用者」とは、別途当社が定めるFC RYUKYU SOCIO利用規約に従って、同規約に基づくアカウントを登録した者のうち、本商品券を当社所定の方法により正当に保有又は利用する者をいいます。

第3条 (加盟店契約の締結)

1. 加盟店となることを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
2. 当社は、前項の申込みにつき必要な審査を行い、申込者を加盟店として登録する場合、当該申込者に対して当社所定の方法により加盟店登録を行う旨及び加盟店番号を

通知するものとします。申込者に対してかかる通知がなされた時点で加盟店契約が成立するものとします。

3. 当社は、申込者の加盟店登録を承諾しなかった場合でも、申込者に対して拒絶の理由を開示せず、損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの義務又は責任を負わないものとします。

第4条 (本商品券による代価の弁済)

1. 当社及び加盟店が本サービスを利用することで、利用者は、本商品券を、券面額にて対象商品等の代価の弁済に利用できるものとします。
2. 対象商品等の代価の弁済は、利用者が、前項の弁済に使用する本商品券を当社又は加盟店に対して提示することにより行われるものとします。
3. 前項にかかわらず、加盟店は、前項に基づき利用者が提示した本商品券に、本商品券が利用できる有効期限（以下「有効期限」といいます。）として当社所定の方法で表示される日を確認し、その時点で有効期限が過ぎている場合は、当該本商品券による弁済を受け入れないものとします。
4. 加盟店は、利用者との間において本商品券による代価の弁済を受けた場合には、当該弁済に使用された本商品券の裏面に当該加盟店名を記入又は押印するほか、当該弁済にかかる取引履歴を記録するものとします。
5. 加盟店は、利用者が本商品券で代金決済した金額（以下「決済額」といいます。）に応じ、当社に対し、第9条第1項に定める代金決済加盟店手数料を日本円で支払うものとします。
6. 当社は、加盟店が当社所定の方法により弁済に使用された本商品券の日本円への換金を請求した場合に、当該本商品券の金額から、第9条第1項に定める代金決済加盟店手数料及びこれに対する消費税並びに第9条第2項に定める振込手数料の額を差し引いて、その残額を、当社所定の時期までに、あらかじめ加盟店が届け出た銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。ただし、当該支払日が銀行休業日に該当するときは、翌銀行営業日を支払日とするものとします。
7. 当社は、利用者と加盟店との間の対象商品等又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。本商品券を利用した取引に債務不履行、返品、瑕疵その他の事由に基づく問題が生じた場合であっても、当社は本商品券の返還を行う義務を負わず、利用者と加盟店との間で解決するものとします。

第5条 (加盟店としての遵守事項)

1. 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。
 - (1) 加盟店は、本サービスを利用して、法令その他の規制により許認可又は届出が必要となる対象商品等の販売又は提供を行う場合、かかる許認可又は届出が取消し又は無効となった場合には、当該対象商品等にかかる本サービスの利用を停止するものとします。
 - (2) 加盟店は、対象商品等の販売又は提供にあたっては、金融商品取引法、資金決済に関する法律その他の法令及び関連する監督指針・ガイドライン等に違反してはなりません。
 - (3) 加盟店は、利用者が第4条第1項及び第2項に基づき本商品券により対象商品等の代価の弁済を行う場合には、利用者による本商品券の利用を拒むことはできないものとします。ただし、第4条第3項に定める場合、本商品の裏面に加盟店名が記入又は押印されている場合、本商品券が偽造、変造若しくは盗取されたものである場合、本商品券の破損その他の事由により証票番号の照合ができない場合、本商品券の保有者が本商品券を不正に若しくは当社所定の方法以外で取得した場合、又は不正に若しくは当社所定の方法以外で取得された本商品券であることを知りながら使用した場合にはこの限りではありません。
 - (4) 加盟店は、利用者として当社から購入した本商品券を保有する場合、前条第6項に基づき当該本商品券の換金を請求してはならないものとします。
 - (5) 加盟店は、前条に基づき利用者から代価の弁済を受ける場合において、使用される本商品券の券面額が対象商品等の代価を超過する場合、利用者に対し当該超過分について払戻しをすることはできないものとします。
 - (6) 加盟店は、別途配布する当社所定の加盟店ステッカーを利用者が確認しやすい場所に掲示するものとします。
2. 加盟店は、次に掲げる行為（当該行為に該当する対象商品等の販売又は提供行為を含みます。）を行ってはならないものとします。
 - (1) 本商品券を当社所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為、又は本規約に定める以外の方法で本商品券の譲渡を受ける行為。
 - (2) 本商品券を利用して対象商品等を仕入れる行為。
 - (3) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある行為。

- (5) 当社又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為。
 - (6) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為。
 - (7) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為。
 - (8) 上記のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為。
 - (9) 本規約に違反する行為、その他当社が不相当と判断した行為。
3. 当社は、加盟店が第1項各号のいずれかに違反すると判断した場合、又は、加盟店の行為又は対象商品等が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店に対し、是正を要請することができるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければならないものとします。

第6条 (報告・調査・協力)

1. 加盟店は、当社の要求に応じて、当社所定の期間における本商品券の使用実績を、当社所定の方法により報告するものとします。
2. 加盟店は、次の各号に掲げる事項について当社から依頼があった場合、これに協力するものとします。
 - (1) 本サービスにかかる取引に関する資料の提出
 - (2) 利用者の本サービスにかかる取引の使用状況等に関する調査
 - (3) 加盟店の事業内容、決算内容、本サービスにかかる取引の使用状況等その他当社が必要と認める事項に関して調査、報告、又は資料の提出
3. 加盟店は、その業態を変更する場合など、加盟店の提供する物品、役務が著しく変更された場合若しくは加盟店契約時に確認した事項に著しい変更があった場合又は本規約に違反する事由が生じた場合若しくはそのおそれがある場合、速やかに当社にその旨を報告するものとします。

第7条 (商品等の受領書)

加盟店は、当社が求めた場合、本サービスに係る利用者の対象商品等の受領書又は本サービスにかかる取引をした対象商品等の明細書を当社に提出するものとします。

第8条 (取扱禁止商品等)

1. 加盟店は、当社より対象商品等の一部について取扱い中止の要請があった場合、その指示に従うものとします。

2. 加盟店は、以下に掲げる商品等を本サービスにかかる取引において取り扱うことはできないものとします。
 - (1) 公序良俗に反するもの、又は公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（いわゆる薬事法）、ワシントン条約その他法令等の定め違反するもの、及びそのおそれがあるもの
 - (3) 第三者の肖像権、著作権、知的財産権、その他権利を不当に侵害するもの、及びそのおそれがあるもの
 - (4) 当社が別途通知したもの
 - (5) その他当社が不相当と判断したもの

第9条 （代金決済加盟店手数料等）

1. 本サービスにおける加盟店の代金決済に関して加盟店が当社に支払うべき手数料（以下「代金決済加盟店手数料」といいます。）の額は、別途加盟店契約の申込の際に当社から書面、ウェブサイト、電子メール等の適宜の方法により示される代金決済加盟店手数料率に基づき計算される額とし、加盟店は、当社所定の方法により本商品券の換金を請求した場合、第4条第5項及び同条第6項に従って、代金決済加盟店手数料を支払うものとします。
2. 加盟店は、当社が別途加盟店に対して書面により提示した振込手数料を、第4条第6項に従って支払うものとします。
3. 当社は、経済情勢、社会情勢の変化、加盟店の信用状態の変動その他の事情を勘案して代金決済加盟店手数料又は代金決済加盟店手数料率を改定することができるものとします。この場合、改定日の2ヶ月前までにその内容を通知又は公表するものとします。

第10条 （サービスの停止）

加盟店が次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当社は、加盟店による本サービスにかかる決済業務を留保し又は拒絶することができるものとし、加盟店は、当社が再開を認めるまでの間、本サービスの利用を行うことができないものとします。

- (1) 加盟店が加盟店契約に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (2) 加盟店が当社に提出した申込書又は届出書その他の書類の内容に虚偽又は不正確な記載があることが判明した場合

(3) 上記のほか、当社が合理的に不適切であると判断した場合

第11条 (サービスの中止・中断等)

1. 当社は、本サービスを提供するためのシステム（以下「本システム」といいます。）について、システム保守、通信回線又は通信手段、コンピュータの障害などにより中止又は中断する必要があると認めたときは、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を中止又は中断することができるものとします。
2. 当社は、本システムに障害等が発生した場合、可能な限り速やかに当該障害の復旧に努めるものとします。ただし、当社は、かかる障害により加盟店に損害等が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとします。

第12条 (守秘義務)

1. 当社及び加盟店は、加盟店契約に関連して知り得たお互いの技術上、営業上、その他一切の情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、又はこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、個人情報はすべて秘密情報とします。
 - (1) 取得以前に既に公知であるもの
 - (2) 取得後に取得者の責めによらず公知となったもの
 - (3) 取得以前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの
3. 加盟店は、相手方より提供を受けた秘密情報について、加盟店契約の履行の目的のためにのみ使用できるものとします。
4. 当社は、裁判所、政府若しくはその他の公的機関による秘密情報の開示の要請又は命令を受けた場合には、かかる秘密情報を開示することができるものとします。
5. 加盟店は、加盟店契約が終了した場合、当社が要求した場合、又は秘密情報が不要になった場合には、当社の指示に従い直ちに秘密情報を返却又は廃棄若しくは消去するものとします。なお、廃棄又は消去する場合には、復元不可能な態様にてこれを行うものとします。

6. 本条は、加盟店契約の終了後3年間は有効に存続するものとします。

第13条 （当社による個人情報等の取扱い）

1. 当社及び加盟店は、利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいいます。以下同じ。）及び本サービスに関する情報（利用者の氏名、住所、商品等発送先住所、対象商品等の名称、数量、価格その他の本サービスに関する一切の情報をいいます。）を当社及び加盟店がそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとします。
2. 当社は、当社が加盟店から取得した個人情報等（個人情報並びにメールアドレス、通信履歴及びクッキー情報等をいいます。以下同じ。）に関し、別途定める前払式支払手段自主規制規定、情報管理規定及び個人情報保護規定等に基づき、適切に取り扱うものとします。
3. 加盟店は、本サービスに関し、個人情報等の取扱いが生じる場合、個人情報の保護に関する法律及び所管官庁のガイドラインに従うとともに、善良な管理者の注意をもって適切に取り扱うものとし、不正接続、不正利用などの防止に努めるものとします。
4. 加盟店は、加盟店から利用者の個人情報等又は第1項に定める本サービスに関する情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければなりません。

第14条 （反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次の各号に規定する者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団といいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員といいます。）
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団

- (7) 前各号に定める者と密接な関わり（前各号に定める者がその経営を支配し又は経営に実質的に関与していると認められる関係、不当に前各号に定める者を利用して認められる関係、資金その他の便益提供行為をしているとの認められる関係、その役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を含みますが、これらに限りません。）を有する者
 - (8) その他前各号に準じる者
- 2. 加盟店は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
 - 3. 当社は、加盟店が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく加盟店契約を解除することができます。
 - 4. 当社は、前項の規定により加盟店契約を解除した場合、かかる解除によって加盟店に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第15条 （有効期間・解約等）

- 1. 加盟店契約の有効期間は、加盟店契約が成立した日から1年間とします。ただし、加盟店契約の期間満了の3ヶ月前までに、当社又は加盟店のいずれからも書面による申し出がないときは、加盟店契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2. 当社又は加盟店は、前項に定める期間中であっても、解約日の1ヶ月前までに、相手方に対して書面による申入れを行うことにより、加盟店契約を解約することができるものとします。
- 3. 前各項の規定にかかわらず、当社は、直前3年間に本サービスにかかる取引を行っていない加盟店については、予告することなく加盟店契約を解約できるものとします。

4. 前各項の規定にかかわらず、当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、本サービスの取扱いを終了することがあり、この場合、当社は、加盟店に対し事前に通知することにより、加盟店契約を解約できるものとします。
5. 前各項により加盟店契約が終了した場合、当社は、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます。）が生じた場合でも、一切の責任を負わず、支払済みの代金決済加盟店手数料を加盟店に返還する義務を負わないものとします。

第16条 （加盟店契約の解除）

1. 当社は、本規約に別途定めるほか、加盟店が次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 第5条に違反したとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき
 - (3) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (4) 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき
 - (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
 - (6) 合併、解散、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議があったとき
 - (7) その他信用不安事由が生じ、又は契約を継続し難い事由が生じたとき
 - (8) 前各号の事由が生じるおそれがあると当社が合理的に判断したとき
2. 前項各号に記載する場合のほか、当社は、加盟店が加盟店契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないときは、加盟店契約を直ちに解除することができる。
3. 第1項各号又は前項に掲げる事由が生じた加盟店は、このため当社に生じた損害を賠償しなければならないものとします。なお、第1項各号の事由が生じた加盟店は、加盟店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務を一括して当社に支払うものとします。
4. 第1項又は第2項により加盟店契約が解除された場合、当社は、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます。）が生じた場合でも、一切の責任を負わず、支払済みの代金決済加盟店手数料を加盟店に返還する義務を負わないものとします。

第17条 (契約終了後の措置及び残存条項)

1. 理由の如何を問わず、加盟店契約が終了した場合、加盟店は直ちに本サービスの利用を停止するものとします。
2. 本規約の各条において明示的に記載されている場合のほか、第10条、第11条、第14条第4項、第15条第5項、第16条第4項、本条、第18条乃至第21条、第24条及び第25条の各規定は、加盟店契約終了後といえども有効に存続するものとします。

第18条 (責任・損害賠償)

1. 加盟店は、対象商品等を、加盟店が利用者に提示した条件に従い提供するものとし、対象商品等に関連する一切の事項並びに本サービスを利用してなされた対象商品等の提供及びその結果について責任を負うものとします。また、加盟店は、本サービスを利用してなされた対象商品等の提供に関して債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合若しくは他の利用者その他の第三者又は当社に損害又は不利益を与えた場合、又は加盟店の営業（加盟店店舗の運営、対象商品等の販売又は提供を含みますが、これらに限りません。）に関連して利用者を含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等の苦情、主張、要求、請求、異議等を受けた場合、自己の責任と費用においてこれを解決するものとします。
2. 加盟店が、前項に定める利用者その他の第三者との間の法律関係若しくは事実関係又は加盟店契約若しくは法律の違反によって当社又は利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害（当該当事者が支出した事務処理費用、合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それに限られません。）を直ちに賠償又は補償する責任を負うものとします。
3. 当社は、加盟店契約に定める事項に関して、当社の故意又は重大な過失によって加盟店に損害を与えた場合に限り、加盟店に生じた通常かつ現実の直接損害について、直近の1ヶ月に当社が当該加盟店より受領した代金決済加盟店手数料の金額を上限として賠償するものとします。

第19条 (遅延損害金)

加盟店は、加盟店契約に基づく債務の支払を遅延した場合は、当該債務の金額に対し、支払期日の翌日から起算し、実際に支払のあった日まで年利率14.6%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年365日の日割り計算とします。

第20条 (免責)

1. 天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線若しくは諸設備の故障、その他当社及び加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、当社及び加盟店は互いに何らの責任も負わないものとします。
2. 前項に掲げる事由に起因して、加盟店契約の履行が困難となり、若しくはそのおそれが生じ、又は加盟店契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、当社及び加盟店は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

第21条 (譲渡禁止等)

加盟店は、当社の事前の書面による承諾なくして、加盟店契約上の地位、又は加盟店契約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

第22条 (加盟店への通知)

1. 加盟店に対する通知は、あらかじめ加盟店が当社に対して当社所定の方法により届け出た宛先に、電子メールにより送信することによって行うものとします。
2. 加盟店は、加盟店契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、当社所定の方法により、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。加盟店契約締結後、加盟店が利用者に対して提供する対象商品等の内容又は加盟店の内容（ただし、サイト構成等の軽微な変更は除きます。）を変更しようとするときには、当社所定の方法によりこれを届け出た上で、当社の承認を受けるものとします。

第23条 (本規約の変更・廃止)

1. 本規約は、当社の合理的な判断により、次の各号に掲げる場合に変更がされることがあります。
 - (1) 変更の内容が、加盟店の一般の利益に適合する場合
 - (2) 変更の内容が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当社は、前項に基づき本規約を変更する場合には、その効力発生時期を定め、その効力発生時期までに、あらかじめ、本規約を変更する旨、当該変更後の内容及び当該変更の効力発生時期を通知するものとします。

第24条 （準拠法及び管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約又は本サービスに関する紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条 （誠実協議）

本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、加盟店と当社で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

附則

2022年12月1日 制定・施行